

公立鳥取環境大学クラブハウス使用規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第95号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学クラブハウス(以下「クラブハウス」という。)の管理・運営に必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 クラブハウスは、主として本学学生の課外活動のために使用し、体育・文化諸活動の発展、充実を図ることを目的とする。

(管理)

第3条 クラブハウスの施設は、学長の監督の下に学務課長が管理する。

(使用者)

第4条 クラブハウスを使用できるものは、原則として学長が設立を承認した学生団体(以下「学生団体」という。)に属する学生とする。

(使用許可)

第5条 クラブハウスの使用許可を受けようとする学生団体は、各年度の5月末日までに施設使用願(別紙様式1)を提出し、学務課長の許可を得なければならない。

- 2 部屋の割り当ては学務課長が決定する。
- 3 使用期間は、許可を受けた日から翌年度の5月末日までとする。

(使用時間)

第6条 部屋の使用時間は、年末年始を除く午前9時から午後10時30分までとする。

- 2 所定時間外に使用する場合は、学務課長の許可を受けなければならない。

(監督)

第7条 各部屋の監督は、各学生団体の顧問がこれにあたるものとする。

(責任者の届出)

第8条 部屋の使用にあたっては、あらかじめ部屋毎に使用責任者及び火元責任者を1名定め、学務課長に届け出なければならない。

(保全)

第9条 部屋の使用をする者は、その責任において、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 施設、設備は正常な状態で使用すること。
- (2) 火気には最も注意すること。

- (3) 使用者は必ず所属場所の整理、整頓、清掃を行うこと。
- (4) 使用願に記載した目的以外には使用しないこと。
- (5) 施設内での飲酒、喫煙はしないこと。
- (6) クラブハウス内において宿泊してはならない。
- (7) 他の使用者の妨害となる行為はしないこと。

(器具の使用禁止)

第 1 0 条 部屋においては、ガス・石油・化学薬品等を用いる機械器具を使用してはならない。

- 2 冷蔵庫・エアコン等の電気器具については使用してはならない。ただし、冬季に暖房器具（電気ストーブに限る。）の使用を希望するときは、学務課長に届け出た場合に限り、使用することができる。

(使用制限)

第 1 1 条 本学の諸規定に違反する等、部屋使用を不相当と認めた場合、学務課長は許可を取り消すことができる。また、施設を故意又は過失により破損、汚損した場合は、使用者は賠償の責を負うものとする。

(鍵の保管)

第 1 2 条 各部屋の鍵は、各部屋の使用責任者が保管する。

附 則

この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 5 年規程第 1 9 号)

この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 7 年規程第 3 2 号)

この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式1 (第5条関係)

施設使用願

年 月 日

公立鳥取環境大学学長 様

団体の名称

顧問氏名

印

代表者氏名

印

(学籍番号:)

(代表者の電話番号:)

下記のとおり本学施設及び備品等を使用したいので、許可くださるようお願いいたします。

1. 使用目的	
2. 使用日時	年 月 日 ~ 年 月 日 時 分 ~ 時 分 使用予定日: 毎日、毎週 月・火・水・木・金・土・日 その他:
3. 使用施設	
4. 使用備品	
5. 人員	
6. 責任者	(学籍番号:)
7. 火元責任者 (クラブハウス使用のみ)	(学籍番号:)
6. その他	